

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

アメリカ在勤中に支払った医療費

Q: 私は3年間のアメリカ勤務を終えて昨年の9月に帰国しました。

昨年、アメリカ勤務中に支払った医療費が30万円、帰国後に支払った医療費が20万円あります。この医療費全額について医療費控除の対象になりますか。

A: 帰国後に支払った20万円が医療費控除の対象になります。

【解説】

医療費控除の適用が受けられるのは、居住者に限られていますが、1年のうちに居住者期間と非居住者期間とがある者については、居住者期間内に支払った医療費の金額だけが医療費控除の対象となります。

個人が国内から国外に出国した場合には、その人がなお国内に住所を有しているか又は有していないかの別によって、引き続き住所があれば居住者となり、住所がなくなれば非居住者となります。この場合、国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合には、国内に住所を有しない者と推定されます。つまり、1年以上の海外勤務を予定して出国する場合は、非居住者として取り扱われることになるわけです。

ご質問の場合、帰国までは非居住者に当たり、帰国後は居住者に当たりますから、帰国後に支払った医療費20万円のみが医療費控除の対象となります。

なお、短期間の海外出張や海外旅行の際に外国で支払った医療費であれば、医療費控除の対象になります。

